

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成19年11月30日付けで、「〇〇（以下「当該事業所」という。）の現地調査の継続として、相談者である開示請求者から平成18年6月16日付書面で介護保険課・△△へ通知したその通知書内容・説明を精査し継続現地調査した結果内容によるところの開示請求者自身に関する一切の情報。」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成19年12月26日付け介保第312号で不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年1月23日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

「申立人の開示請求は、公務員△△に平成18年6月16日付書面で申立人が通知した介護保険課の当該事業所の現地調査の遂行に係る質問趣意書であり、その質問について平成18年6月21日に申立人に対し通知した公務員△△の意思決定通知書があるのであり、申立人自身に関する一切の情報の公文書が存在することは明らかである。当該公文書は取得・作成していないため、存在しない、という不開示決定処分を取り消し、事後の決裁書面の公文書を作成し、開示し、公開するとの決定を求める。」というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述の中で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 平成18年6月16日付書面は、申立人からの当該事業所の現地指導の結果について現地調査において申立人の相談・苦情を含めた質問趣意書であり、申立人に関する一切の情報が含まれており、その質問趣意書について介護保険課△△が平成18年6月21日付けF a x 発信票にて申立人宛てに通知したものであり、質問趣意書について回答している。

イ もともと実地調査については、当該事業所について申立人が介護保険課へ苦情・相談したものであり、その時点で申立人に関する一切の情報は含まれている。

ウ 又、監査結果を実地調査と差し替えたものであっても、申立人に関する一切の情報は含まれている。

エ 鹿児島県知事伊藤祐一郎が当該個人情報、取得・作成していないため存在しません、と開示しない理由を説明している。作成はおろか取得をしていないという説明は、明らかに介護保険課が利用目的『介護保険施設等に対する指導監査事務に関し、相談者の苦情・相談内容等を記録し、相談者への対応にあたる必要がある』（介保第210号保有個人情報一部開示決定書より）との説明に明らかに矛盾を生じる。

オ 実地調査においては、申立人に関する一切の情報を取得せずして申立人の母の事案について結果を出したことになる。しかしながら、実地指導において結果を出しているのであり、申立人に関する一切の情報を取得したから実地調査の結果を出したものである。取得・作成していないという不開示理由は虚偽回答であり、違法・不当である。取得していることは明らかであり、開示する義務がある。

カ 鹿児島県は「当該個人情報は、取得・作成していないため、存在しません。」と回答した。不開示とした理由に「…この結果、実施機関は当該事業所に対し、平成18年3月及び5月において実地指導を行ってはいるが、異議申立人からの平成18年6月16日付「質問趣意書」を受理して以降、継続の実地指導は行っていないため、異議申立人に関する個人情報は取得・作成しておらず」と回答している。

尚、あたかも平成18年6月まで実地指導を行ったと錯誤させる記載であるが、真実は平成18年5月17日以前である。

キ 諮問保第8号において、申立人の開示請求1の②は、『監査における「開示請求者分の調査内容の結果として介護保険課が開示請求者に対して「訪問の意思を有しており、結果として訪問できなかった」と結論付けるその証拠となる文書。』において、その公文書が存在しているとし、その公文書が「当該事業所からの平成18年12月5日付報告書」である、としている。

ク 県が説明する実地調査・実地指導は平成18年6月16日で終了である。監査は平成19年2月28日以降である。つまり、平成18年6月17日以降、平成19年2月27日の期間には何の調査も実施していない。それなのに、監査の報告書が平成18年12月5日付けで介護保険課へ上がるはずがない。これは、実地調査・実地指導の改善報告書である。よって、諮問保第8号は、開示請求への虚偽の回答となる。

### 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

保有個人情報開示請求書に記載された内容から判断すると、本件開示請求に係る公文書は、実施機関が当該事業所に対し、平成18年6月16日以降実施した実地指導の結果における異議申立人に関する保有個人情報の開示を求めているものと考えられる。

また、開示請求書に記載された「実地調査」については、介護保険法（平成9年法律第123号）第24条に基づく「実地指導」として公文書の特定作業を行ったものである。

この結果、実施機関は当該事業所に対し、平成18年3月及び同年5月において実地指導を行ってはいるが、異議申立人からの平成18年6月16日付け「質問趣意書」を受理して以降、継続の実地指導は行っていないため、異議申立人に関する個人情報取得・作成しておらず、該当する公文書は存在しないことから不開示としたものである。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年2月18日	諮問を受けた。
3月7日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
3月7日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
3月13日	異議申立人から意見書を受理した。
5月26日	諮問の審議を行った。
6月23日	諮問の審議を行った。
7月28日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取)
8月25日	諮問の審議を行った。(異議申立人から意見を聴取)
10月2日	諮問の審議を行った。
10月22日	諮問の審議を行った。
11月20日	諮問の審議を行った。
12月26日	諮問の審議を行った。

##### (2) 審査会の判断

###### ア 本件対象保有個人情報について

(ア) 介護保険法に基づく介護保険施設等への実地指導及び実地調査については、「鹿児島県介護保険施設等指導及び監査実施要領（以下「監査実施要領」という。）」に定められている。

監査実施要領によれば、「実地指導」とは、実施機関が毎年度定める指導調書により関係書類等を閲覧し、関係者からの面談方式で行うものである。また、「実地調査」とは、原則として監査を実施する前に、介護給付費請求書による書面審査を行う事前調査の一手法であり、必要と認められる場合には介護給付等を受けた要介護者又は要支援者に対する実地調査を行うと定められている。

(イ) 実施機関は、当該事業所に対して平成18年3月27日及び5月11日の2回の実地指導を行っているが、当該事業所に対する実地調査は行っていないことから、請求内容を実地指導に係るものとして保有個人情報の特定を行ったと説明している。

###### イ 本件不開示決定について

(ロ) 実施機関は、当該事業所に対し、異議申立人からの平成18年6月16日付け「質問趣意書」を受理して以降、継続の実地指導は行っていないため、異議申立人に関する個人情報は取得・作成しておらず、該当する公文書は存在しないとの実施機関の

説明に不自然な点は認められない。

(イ) また、当審査会では、事務局職員をして当該事業所及び異議申立人に関する公文書を確認させたところ、実地指導に関する公文書は、平成18年3月27日及び5月11日に実施した実地指導に関するもの以外には確認されなかった。

(ウ) 以上のことから、実施機関の説明に特段の不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められないことから、異議申立人に関する個人情報は取得・作成しておらず、該当する保有個人情報は存在しないため不開示とした実施機関の決定は妥当である。

#### ウ 文書の作成義務について

異議申立人は、「事後の決裁書面の公文書を作成し、開示し、公開するとの決定を求める」旨を主張しているが、条例第11条の規定に基づく開示請求権は、あくまでも自己に関する保有個人情報を開示することを求める権利であり、新たに保有個人情報の作成を請求する権利ではない。このことから、実施機関には、条例第14条の部分開示及び第22条第1項の特別の開示の実施の方法による場合を除き、新たに保有個人情報を作成又は加工する義務はない。

#### エ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。